

確定申告の改正点

Q：平成 27 年分確定申告の時期を迎えますが、改正による主な変更点を教えてください。

A：変更点を確認しましょう。

今年の確定申告に当たり、以下の主な改正点にご留意下さい。

1. 所得税の税率構造を変更

課税所得 4,000 万円超につき、45%の税率（控除額 4,796 千円）を設定しました。

2. 相続財産に係る譲渡所得課税の特例

相続税申告書提出期限の翌日から 3 年以内に相続した土地等を譲渡した場合、譲渡所得計算時に取得費に加算される相続税額は、当該譲渡土地等に係る税額に限定されました。平成 26 年分以前は、相続した全土地等に係る税額を取得費加算対象にできました。

3. 「国外転出課税制度」創設

平成 27 年 7 月 1 日以降に国外転出する居住者は、転出時の対象財産が 1 億円以上で、転出前 10 年以内で居住期間 5 年超の場合、対象資産（所得税法上の有価証券・匿名組合の出資持分・未決済デリバティブ取引等）の含み損益が実現したものとみなされ、事業所得・譲渡所得等の納税義務が課されます。但し納税猶予制度や課税取り消し制度もあります。

4. 財産債務明細書の改正

提出基準は「所得金額 2,000 万円超」に追加して「財産価額合計 3 億円以上」又は「国外転出する場合の譲渡所得等特例対象資産 1 億円以上」と広がりました。

記載事項は「財産の種類・数量・価額」の他に「所在地・有価証券の銘柄や取得価額等」を追加しより詳細に。

罰則として国外財産調書と同様、財産債務調書の提出の有無等により所得税・相続税等に過少申告加算税が課せられますのでご注意ください。

5. 贈与税の税率構造（平成 27 年分以降の贈与）改正

贈与税（暦年課税）の税率構造が、一般分と特例分（20 才以上の者への直系尊属からの贈与）の 2 通りとなり、は有利な特例税率が適用されます。

6. 住宅取得等資金贈与の非課税措置

平成 27 年贈与分は、一般住宅で 1,000 万円、耐震・エコ・バリアフリ - 住宅で 1,500 万円まで贈与税非課税措置があります。翌年以降は順次縮減予定です。

7. 結婚・子育て資金一括贈与に係る非課税措置

平成 27 年 4 月以降に直系尊属（父母・祖父母）から子・孫（20 才～49 才）へ、金融機関の口座開設等一定の手続きを経て、結婚資金・子育て資金（各上限 300 万円、1,000 万円）を一括贈与した場合に非課税に。

平成 28 年 2 月
税理士法人石井会計